

学校教育の基本判例

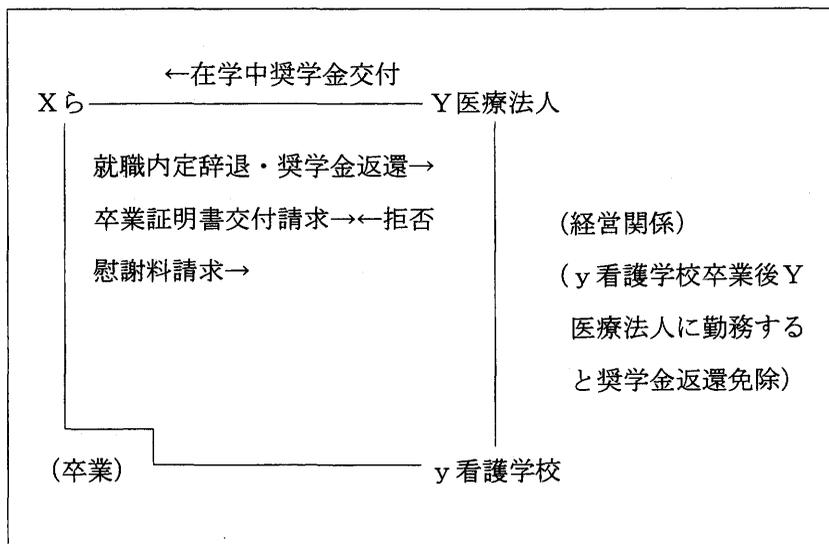
8

教育法令理論研究会

てみる。

事件の概要

事実関係図



原告Xらは、被告Y医療法人が経営するY看護学校を平成七年三月に卒業した卒業

いわゆる「お礼奉公」の拒否に対する制裁的措置の違法性

—卒業生に卒業証明書を交付しないことによる慰謝料の支払が命じられた事例—

京都地裁平成七年九月二二日判決・判例時報一五七〇号九九頁

問題の所在

生徒が学校を卒業した後、当該学校に在籍していたことや卒業したことを証明するため、学校に対して証明書の交付を求める場合は、種々の状況で生じうる。しかし、

そのような請求の中には、不正・不当な目的を以てなされるものもないとは言えないから、学校側としては、証明書を交付すべきか否かについて、一定の裁量権を持つことが必要となる。その反面、学校が証明書の交付について裁量権を持つことは、その権限が濫用される危険が存在することを意味するから、具体的な処分妥当性が、常に法律上の問題となるわけである。

本稿では、学校が卒業生に対して卒業証明書の交付を拒絶したことが裁量権の濫用であるとして慰謝料の支払が命じられた事例を取り上げ、当該事案の背景との関係で、学校の有する裁量権の在り方について考え

生である。本件は、XらがYに対して卒業証明書等の交付を請求したにもかかわらず、Yがこれに応じないため、同証明書の交付と共に慰謝料の支払を求めた事案であるが、その背景として次のような事実が認定されている。

XらがY学校に入学した時、Y学校から交付された書類のうち、「合格者及び父兄の皆様へ」と題する書面に、「本校では入学に際し合格者全員にY会奨学金の申請をしていたり、一人前になるための期間として三年間は関連施設で働きながら継続教育を受けていただくことを念頭においたものです」との記載があり、入学手続時には関係書類を提出することとされていた。また、「Y会奨学金に関する諸事項」と題する書面には、第六条（返還及び返還免除）第一項として「奨学資金の貸与を受けた者が当会に規定年限を勤務した場合は貸与した奨学資金の返還を免除する」、第九条として「上記第六条の条件を満たさなかった

場合は民法四二〇条を適用し損害賠償として請求することがある。損害賠償の計算にあたっては計算時点における、税法諸法の規定に基づく」との記載があった。Xらは、Y学校に入学するに当たり、いずれもこの奨学金の借受手続をした。

その後、Xらは、平成七年三月五日に看護婦国家試験を受験し、同月一〇日にY学校を卒業したが、同卒業に先立ち、Yに就職が内定していた。しかしながら、Xらは、卒業後の同月一六日、Yに対して内定辞退の意思表示をすると共に、奨学金の一括返還をしたい旨を申し入れ、併せて看護婦国家試験を有効とするなどのために必要な卒業証明書及び成績証明書の交付を求めた。これに対して、Yが本件各証明書の交付に応じなかったため、Xらは、京都地方裁判所に対して同証明書交付のための仮処分申請を行い、申立を認容する仮処分決定がなされた。しかしながらYは、当該仮処分決定にも従わず、かつ、本件訴えが提起された時点においてもなお、Xらの請求する

理由の下では本件各証明書の提示の必要性がないなどと主張して、同証明書の交付を拒否し続けた。

判決要旨

本件各証明書の交付請求認容。慰謝料請求一部認容。

一 「学校を卒業した者が、上級学校への進学、就職等を志望している場合、通常、志望の学校、就職先等において、卒業証明書、成績証明書等の提出を要求し、右証明書等が志望の採否を決定するに当たり、その受験資格判定等のための重要な資料とされていることなどからすれば、学校の卒業生は、在学契約に基づき、卒業校に対し、自己の卒業証明書、成績証明書等の交付請求権を有していると解される」「そして、卒業生が、卒業校に対し、右証明書等の交付を請求した場合、交付請求が不正・不当な使用目的をもつてなされるなど、条理上、右証明書等の交付を拒否することが許容さ

れるべき特段の事情がある場合を除き、卒業校は、卒業生に対して、右証明書等を遅滞なく交付すべき義務があるといふべきである」。本件事案では、証明書の交付請求を拒否すべき特段の事情はなく、「前示の卒業証明書交付請求権の法的性格からすれば、卒業生に交付の必要性の内容を具体的に明示すべき義務があるとはいえないから、」Yによる本件各証明書の交付の拒絶には理由がない。

二 「認定事実を総合して判断すれば、Yの本件各証明書の交付拒否は、Xらに不利益を生ぜしめることを意図して、内定辞退に対する制裁として行われたと推認せざるを得ないから、Xらからの請求を受けた当初から本件口頭弁論期日終了に至るまでを通じて、不当抗争として違法であるといふべきである。そして、本件の経緯からすれば、Yの本件各証明書の交付拒否によりXらが精神的損害を受けたことは明らかであり、本件に現れた一切の事情を斟酌すれば、Xらの右損害に対する慰謝料としては

それぞれ五万円が相当である」。

争点の検討

本件は、形式的には学校が卒業証明書等を卒業生に対して発行すべき義務があるという、ある意味で当然と思われる点につき判示した裁判例であるが、その背景事情として、Y学校が生徒に対して奨学金を交付し、関係機関に一定期間就業させることによつて同奨学金の返還を免除するという、いわゆる「お礼奉公」を生徒が拒否したことに対し、学校側がいわば制裁的措置として行った本件各証明書等の交付拒否の違法性が、実質的な争点となっているものと考えられる。従つて、本稿においても、学校が生徒に証明書を交付すべき義務があるかという点と共に、かかる奨学金制度や関係機関に対する就業の斡旋の是非について、法律上の観点から検討を加えることとしたい。

生徒が学校に在籍するに際し、生活費や

学業に必要な出費を補うため交付される奨学金の法的性質は、卒業後に返還を要するものについては、生徒と資金提供者との「金銭消費貸借契約（民法第五八七条）」、返還を要しないものについては、資金提供者からの生徒に対する「贈与契約（民法第五四九条）」となる。そうすると、一定の条件の下に返還を免除するものについては、上記のいずれに属すると解釈すべきかが問題となるが、原則としては、金銭消費貸借契約に「免除契約（民法第五一九条）」が付加されているものと考えられる。この場合、免除を行うか否かの条件は、特に契約の中で明示されたり、あるいは公序良俗に反したりしない限り、債権者、すなわち資金提供者の自由な裁量に委ねられる。例えば、成績優秀者について返還を免除することとは、奨学金の交付の目的からして当然許容される筈であるし、資金提供者が指定する機関に一定期間就業することを以て返還免除の条件とすることも、生徒の職業選択の自由を不当に侵害しない限り、原則とし

て裁量の範囲内である。従って、本件において、YがXらの入学に際して奨学金仮受の斡旋を行ったこと、当該奨学金に関する契約の中で、卒業後Yの関係機関で一定期間就業すれば奨学金の返還が免除される旨や就業しない場合に奨学金に所定の利息を付して返還すべき旨を規定していたこと、さらに、奨学金交付にかかるY側の意図として、卒業後一定期間Yの関係機関でのXらの就業を望んでいる旨を表明したこと自体は、必ずしも違法であるわけではない。

しかしながら、これらの返還免除に関する約定は、あくまで金銭消費貸借契約の付帯条件にすぎず、金銭消費貸借契約の終了の仕方の原則は、債務者、すなわち生徒の側が奨学金を資金提供者に返還することによる。従って、生徒の側がこの免除措置を利用しないとする選択を、資金提供者の側が阻害することはできない。また、資金提供者の指定する機関に対して生徒が就業するか否かは、法的には当該機関と生徒との間で雇用契約が締結されるか否かの問題で

あって、奨学金の交付ないし返還に関する金銭消費貸借の成立ないし効力とは無関係のことである。実際、資金提供者の指定する機関への就業を生徒に強制することや、奨学金を就業先の賃金の一部と相殺して返還処理を行うことは、労働基準法上、強制労働ないしは前貸金相殺として、刑罰を以て禁止されている（労働基準法第五条・第一七条・第二一七条・第二一九条）。逆に、免除対象として指定された機関の側にしても、就業を希望してきた全ての生徒を雇用すべき義務や、奨学金を借り受けている生徒を優先して雇用すべき義務はない。

このように、資金提供者が生徒に対して提供する金員が、あくまで「奨学金」として貸与されている限り、資金提供者の側は、生徒の職業選択の自由に対して、法律上の強制力も行使できないわけである。もっとも、資金提供者が、生徒を被用者すなわち従業員として雇用し、「賃金」として金員を支払い、労働関係上の業務命令として学校に通学させることは、特に違法である

わけではない。この場合には、生徒は資金提供者からの指揮命令権に労働関係上従う義務があるから、卒業後の勤務先についても、資金提供者が生徒に対して指揮命令を下せることとなる。ただし、このような指揮命令権を資金提供者が生徒に対して行使できるのは、あくまで労働契約が締結されている間に限られており、生徒の側から労働契約を解除された（要するに生徒が辞めた）後に、賃金として生徒に支払った金員を返還させることはできない。せいぜいのところ、業務命令として通学させていた学校の授業料等を資金提供者が支払っていた場合に、合理的な費用負担としてその部分を返還させることができる程度である。

以上のことからすれば、本件においてXらが卒業に際しYに就職が内定していたとしても、Xらがかかる内定を辞退し（これは民法第六二八条第二項により、二週間以上の予告期間を置けば理由を示すことなく行うことができる）、奨学金の返還を選択することはXらの自由であって、Yはこれ

に対して何らの法的手段を講ずることもできない。従って、Xらが本件奨学金交付に係るYの意図に従わなかったことを理由に本件各証明書を交付しない等の制裁的措置を行うことは、原則として違法であるといふべきであり、Yのかかる措置に対してXらからの証明書交付請求及び慰謝料請求を認容した本件判旨は、妥当であると考えられる。

なお、判旨は、本件各証明書の交付の義務の有無に関して、交付請求が不当不正な目的を以てなされたものでない限り、学校は原則として請求に応じて証明書を交付する義務が、生徒と学校との在学契約に基づいて発生する、と判示している。判旨の述べるとおり、資格や能力、ないし地位の判定に際して所定の学校における在籍、単位取得ないし卒業が重視され、その証明を求められることが、就業時を含めて一般的に生じうる以上、卒業等の時点で在学契約に基づく教育上の指導監督関係が一旦終了した後であっても、在学契約の残存的義務と

して、学校側は必要に応じて生徒の能力証明等を行う義務があるものと考えられる。

もつとも、国公立学校については、生徒と学校との関係を私立学校と同様の「在学契約」であると解釈してよいかについて、やや議論が紛れる要素があるが、この場合には、公的機関としての学校に対する自己の情報の開示を求める権利が生徒にあると考えれば足りる。また、前述した現代の社会における学歴等に係る慣行を重視するならば、国公立であると私立であることを問わず、学校は卒業生に対して各種の証明書を交付すべき一般的な信義則上の義務を負っている、と考えることも可能であろう。

(筑波大学助教授・星野 豊)

(参考文献)

*遠藤浩ほか編・民法(6)契約各論(第四版

増補版・二〇〇一年)

*菅野和夫・労働法(第五版補正二版・二

〇〇〇年)